

# 長野県松本工業高等学校ホームページ再構築業務委託仕様書

## 1 業務名

長野県松本工業高等学校ホームページ再構築業務

## 2 趣 旨

長野県松本工業高等学校の情報発信の強化・充実を図るためホームページを再構築し、スマートフォン対応や SNS との連携を図りながら、特色・魅力、学校生活、イベント等を映像・動画等を活用しながら発信する。

## 3 実施場所

長野県松本工業高等学校

## 4 業務期間

契約日から令和9年3月31日（水）まで

## 5 業務内容

### (1) サーバーの契約及びドメインの取得

XServerBusiness スタンダードと同等のサーバー契約及びドメインの取得は委託者が別途行う。

サーバーの初期設定は本委託業務において実施すること。

(サーバー運用開始日は令和8年12月28日（月）を予定)

### (2) ホームページの作成

作成するコンテンツの内容は、別紙「長野県松本工業高等学校ホームページ構成図」のとおりとし、詳細は委託者と協議の上、決定するものとする。また、本業務完了後も新たなコンテンツが追加できるよう配慮すること。

各ページのデザインは一貫性のあるデザインとすることとし、サイト共通部分のデザイン修正が全体に反映できること。

各ページにはタイトル情報、グローバルナビゲーション、ローカルナビゲーション（階層リンク）、パンくずリスト（breadcrumb list）を必ず配置できること。

#### ① トップページの作成

トップページには本校のイメージを伝える画像又は動画等を大きく使用することとし、必要とする情報へのアクセスが容易に行えるように配慮すること。また、次の機能をページ内に設けること。

##### ・ Facebook 等 SNS の表示

委託者が指定する SNS アカウントの情報表示をすること。また、今後新たな SNS を展開することを考慮し、拡張の余地を担保すること。

#### ② コンテンツ制作の留意点

受託者はコンテンツの制作にあたり、次の点に留意すること。

ア コンテンツ制作に係るデータ（写真や画像、動画等を含む。）は、委託者から提供するデータを使用するほか、委託者からの指示により受託者が撮影又は調達すること。

イ アクセシビリティ及びユーザビリティに配慮すること。また、原則として「長野県公式ホームページウェブアクセシビリティガイドライン」及び JIS X 8341-3:2016 に準拠すること。

ウ ウェブサイト閲覧者の操作性を考慮してコンテンツの作成を行うこと。（データの容量、デザイン等）

エ 検索エンジン最適化（SEO）対策を念頭に置き、ウェブサイトを構築すること。

オ 24 時間 365 日利用可能なシステムにすること。（計画停止を行う期間を除く。）

カ 利用者の端末としては、パソコン（Windows/macOS）、タブレット、スマートフォンを想定し、異なるサイズでも利用できるブラウザに対応すること。

### (3) コンテンツマネジメントシステム（CMS）の構築及び操作マニュアルの作成

① CMS としては、Word Press（バージョンについては協議）を使用する。

② 専門知識を有しない教職員が容易に更新・管理作業ができるよう、操作マニュアルを作成すること。（例：図解、専門用語に注釈をいれる など）

次年度以降、ホームページの保守管理に係る予算措置は予定されていないことから、委託者（学校教職員）において可能な限り対応できるよう、基本的な取扱いに加え、エラーなどに対処できるものを作成すること。

また、当分の間、操作マニュアルや講習会等によるアドバイスやフォローに対応すること。

## 6 成果品

作成した資料及び成果物であるホームページは、磁気媒体（CD、DVD）等によるデータ納品（磁気媒体等の購入費は受託者の負担とする。）及びサーバーに格納（作業時期は別途指示）すること。

印刷可能な資料等に係る成果物は、紙媒体及び電子媒体で、委託者が指定する部数を納品すること。

なお、資料等に係る成果物とは次のものをいう。

- (1) ホームページ基本設計書・ホームページ構成図・全体概要・各種ツール概要等
- (2) 操作マニュアル
- (3) 業務完了報告書
- (4) その他、委託者が指示するもの。

成果品に瑕疵が発見された場合は、受託者は委託者の指示により速やかに訂正しなければならない。訂正に伴う費用は受託者が負担する。

納品場所

〒390-8525 長野県松本市筑摩 4-11-1

長野県松本工業高等学校

電話：0263-25-1184 / F A X：0263-27-6170

E-mail：matsuko-hs@pref.nagano.lg.jp

## 7 業務全体における共有の留意事項

- (1) 制作物が他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。
- (2) 肖像権の侵害が生じないようにすること。
- (3) 本事業における成果物の所有権や著作権は、原則として全て委託者に帰属し、委託者は事前の連絡なく加工及び2次利用できるものとする。

ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、委託者は権利留保物についての当該権利を非独占的に使用できること。

- (4) 本業務において収集及び取り扱う個人情報、長野県個人情報保護条例等に則り、適正に取り扱うこと。
- (5) 本業務に従事する者は、長野県セキュリティーポリシーを実践できるセキュリティー教育を十分に受けていること。

## 8 その他

本仕様書に定める事項について疑義が生じたとき又は定めのない事項で業務上必要な事項は、委託者と十分協議の上、作業を進めること。